

新規開設者用
 (三島、北河内、中河内、
 南河内、泉州)

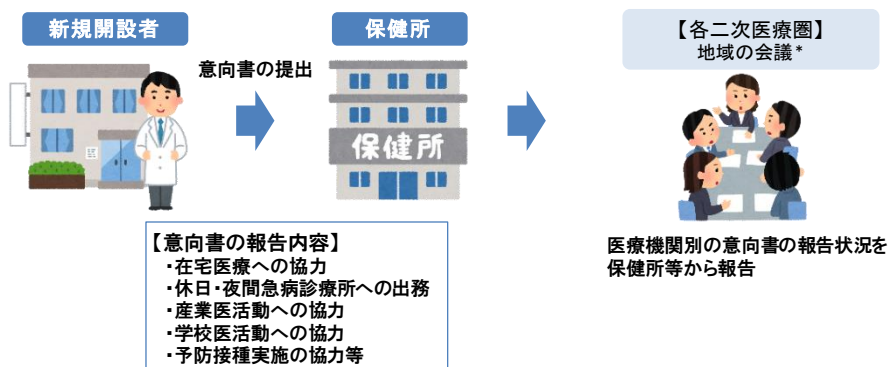
「地域医療への協力に関する意向書」の提出について（概要）

＜対象＞一般診療所の新規開設者（診療所の開設届の届出に際して）

＜意向書の提出手続き等＞

1 意向書の 入手方法	◇保健所等の開設届等にかかる窓口 ◇大阪府ホームページ（外来医療計画にかかるホームページ）
2 意向書の 提出	◇提出先は「手続を行う保健所等」になります。 ◇一般診療所にかかる開設届提出時の提出をお願いします。 ◇提出方法は、窓口への持参・E-mail・郵送・FAX をお願いします。 ※詳細については、各保健所等で異なりますので、窓口にお問合せください。
3 留意事項	◇地域の会議（保健医療協議会や医療・病床懇話会）では、将来にわたって安全・安心な医療提供体制確保の検討にあたり、各医療機関の意向書の提出状況及び内容について、医療機関名・所在地と併せて報告し、協議いたします（地域の会議は、公開会議となりますので、報告に使用した資料は公表することとなります）。 ◇なお、本報告により今後の診療活動に何らかの制約が課されるものではありません。

図 「地域医療への協力に関する意向書」提出後の流れ



* 地域の会議（保健医療協議会や医療・病床懇話会）は、地区医師会、市町村等の関係者の方々に構成されており、各二次医療圏において保健医療の向上のために必要な事項について協議しています。

保健医療協議会 <<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/hokeniryokyougikai.html>>

医療・病床懇話会 <<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/iryobyosyokonnwa.html>>